

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定

計画策定のポイント

幼児教育・保育にまたがる初めての計画

- ・ 幼児教育・保育に関する都のスタンス
- ・ 教育・保育施設の目標設定数及び設置時期
- ・ 認定こども園の普及（幼稚園、保育所、認証保育所からの移行支援）
- ・ 保幼小の連携 等

需給ギャップ（待機児童）解消の目標年次を設定

- ・ 潜在ニーズを含む保育の利用意向の把握
（参考）後期計画策定時のニーズ量は就学前児童の4.4%
平成25年4月時点の保育利用率は3.6%
- ・ 国は「待機児童解消加速化プラン」で、平成29年度末までに待機児童を解消することを目標

サービスの質に関する保護者ニーズへの対応

- ・ 幼児教育、保育の質的改善
- ・ 保育士等の人材確保・資質の向上 等

次世代法に基づく地域行動計画との関係

次世代育成支援対策推進法

（平成17年4月から平成27年3月まで10年間の時限立法）

義務

次世代育成支援東京都行動計画

（前期）平成17～21年度
（後期）平成22～26年度

子ども・子育て支援法の成立に伴い、地域行動計画の策定が任意化

（平成24年8月成立、子ども・子育て支援法と同時に施行）

次世代育成支援対策推進法が延長

（平成26年4月成立・施行、平成37年3月まで10年間延長）

→ 東京都子供・子育て支援事業支援計画を次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画としても位置付け、一体的に策定（計画の名称も要検討）

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）（案）

【計画の性格】主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画であり、次世代法に基づく地域行動計画を兼ねる。

【計画期間】平成27年度～31年度（5年間）

【検討組織】東京都子供・子育て会議
子供・子育て施策推進本部（庁内検討会議）

【計画内容】子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」及び次世代法に基づく「行動計画策定指針」を踏まえた内容とする。

- 「基本指針」必須記載事項
 - 区域の設定
 - 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、確保方策
 - 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制
 - 保育士等の人材確保・資質の向上
 - 専門的な知識・技術を要する支援に関する施策の実施と区市町村との連携（児童虐待対策、社会的養護、ひとり親支援、障害児施策）
- 「基本指針」任意記載事項
 - 区市町村の区域を超えた広域調整
 - 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
 - 職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携
- 「策定指針」で示される事項
 - 医療、雇用、子育て環境（住宅・教育・地域）など

他の法定計画との調和

全庁計画との整合性

東京都ひとり親家庭 自立支援計画

（第3期）平成27～31年度
外部委員を含む検討委員会を設置して検討

（家庭的養護）都道府県推進計画

平成27～41年度（前期：27～31年度）
児童福祉審議会専門部会での検討を踏まえて策定

東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画

平成27～29年度
東京都障害者施策推進協議会で審議

東京都子供・若者計画（仮称）

平成27～31年度（予定）
東京都青少年問題協議会で審議

東京都長期ビジョン（仮称）

おおむね10年間（2024（平成36）年まで）

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の基本的な考え方

子ども・子育て支援法に基づく法定計画（1期5年 平成27～31年度）

計画の性格と基本的な考え方

主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育て支援に関する総合計画
 国の基本指針に基づき、幼児教育・保育、地域の子供・子育て支援を充実
 次世代育成育成支援行動計画（以下「次世代計画」という。）の取組と実績を踏まえて施策を展開
 大都市東京のニーズと特性を踏まえた施策の実施

次世代計画における
3つの理念
 （子供・子育て会議の議論を踏まえ、修正予定）

1 すべての子供達が個性や創造力を伸ばし、
 次代の後継者として自立する環境を整える。

2 安心して子供を産み育てられ、子育ての
 喜びを実感できる社会を実現する。

3 社会全体で、子供と子育て家庭
 を支援する。

支援計画の骨子（素案）

次世代計画（後期）における5つの目標と事業所管

1 地域で安心して子育てができる
 新たな仕組みづくり

福祉保健局	病院経営本部
教育庁	

2 仕事と家庭生活との両立の実現

福祉保健局	生活文化局
産業労働局	教育庁

3 次代を担う子供達がたくましく
 成長し、自立する基盤づくり

福祉保健局	生活文化局
産業労働局	青少年・治安対策本部
教育庁	総務局
警視庁	オリンピック・パラリンピック準備局

4 特別な支援を必要とする子供や
 家庭の自立を促進する基盤づくり

福祉保健局	生活文化局
産業労働局	都市整備局
教育庁	

5 子供の安全と安心を確保し、
 子育てを支援する環境づくり

福祉保健局	生活文化局
教育庁	建設局
交通局	都市整備局
青少年・治安対策本部	警視庁

子ども・子育て
 支援法の成立
 （目指す方向性）

質の高い幼児期の学
 校教育、保育の総合
 的な提供

保育の量的拡大・確
 保、教育・保育の質
 的改善

地域の子供・子育て
 支援の充実

今回策定する支援計画における7つの目標と事業所管（案）

1 妊娠期からの切れ目のない支援

福祉保健局	病院経営本部
-------	--------

2 幼児期の学校教育・保育の充実

福祉保健局	生活文化局
教育庁	病院経営本部

3 地域の子供・子育て支援の充実

福祉保健局	教育庁
-------	-----

4 次代を担う子供達の教育、育成
 支援

教育庁	青少年・治安対策本部
オリンピック・パラリンピック準備局	生活文化局
警視庁	

5 子育てしやすい環境の整備

産業労働局	生活文化局
福祉保健局	警視庁
青少年・治安対策本部	都市整備局
建設局	交通局

6 特別な支援を必要とする子供や
 家庭への支援

福祉保健局	生活文化局
産業労働局	都市整備局
教育庁	

7 子供・子育て支援を担う人材の
 確保・資質の向上

福祉保健局	生活文化局
教育庁	

利用者の視点に立った点検・評価

評価対象
 個別事業の進捗状況（アウトプット） + 計画全体の成果（アウトカム）
 評価の視点
 利用者の視点に立った指標の設定 点検・評価 施策の改善

子供・子育て施策推進本部及び子供・子育て会議で点検・評価
 施策の実施状況や、費用の使途実績等を点検、評価、公表
 必要に応じ、適宜、支援計画を見直し